

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

### 医療用物資の国備蓄品の売却について（その 5）

標記の件については、[令和 5 年 6 月 16 日付日医発第 576 号（健Ⅱ）（地域）](#)等をもって貴会宛ご連絡したところです。

今般、厚生労働省より本会に対し、個人防護具備蓄物資（アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールド）について、一般競争入札により売却を実施する旨、周知方依頼がありました。本事務連絡の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

### 記

○卸業者等が売却入札を通じて国から買受けた備蓄物資を医療機関等に販売することが想定されていること。

・医療機関が入札参加資格を取得して、国から購入することも可能であること。

○売却実施のスケジュール：

10 月 25 日 売却の入札公告を実施

11 月 10 日 応札期限

11 月 14 日 売却入札の開札、落札者（買受人）決定（予定）

12 月以降 ○売買契約を締結し、契約金額の納付。その後、売却入札の落札者（卸業者等）への売却製品の引渡しを開始。

※全部の製品について 10 回（10 週）以内で週 1 回、国の負担で落札者（買受人）に配送。

※希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする。

○売却入札の落札者（卸業者等）から購入希望医療機関に売却製品を販売し、納品。

※今回の売却入札で売却が決定しなかった製品については、本年 11 月中を目途に「公募」の仕組みにより、購入希望口数（数量）により応募する口数制で再度売却に付する予定としている。

○厚生労働省事務連絡添付資料

- ・（別紙資料 1）医療用ガウン、手袋等の物資の売却について
- ・国備蓄製品カタログ
- ・別添：売払対象物品一覧

○厚生労働省 HP 物品 政府調達対象外 入札公告

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei\\_boshu/choutatsu\\_jouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsu_jouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html)

事務連絡  
令和5年10月25日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
医療用物資等確保対策推進室  
(マスク等物資対策班)

### 医療用物資の国備蓄品の売却について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資の国備蓄品の売却については、「医療用物資の国備蓄品の売却について」(令和5年6月14日付当班事務連絡)等により周知させていただき、実施してきました。

今般4物資(アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールド)について、売却入札を下記のとおり実施することとしましたので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましては、下記売却の具体的内容等についてご了知いただくとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 売却実施の枠組み

アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの国備蓄品の売却について、一般競争入札により実施する。

売却入札を通じて、国から卸業者等に適正な価格で売却放出を実施することを目的としているが、医療機関等が入札参加資格を取得して、購入することも可能。

売却実施の枠組み、今後のスケジュール等については、別紙資料1をご参照いただきたい。

#### (1) 売却対象製品

各物資の売却対象製品は別紙資料2のカタログに、製品リストは別紙資料3で詳細を示しているため、ご参照いただきたい。

なお、売却対象製品については医療用となっているが、他の用途での使用も可能。

## (2) 売却単位

別紙資料3の製品リストに記載の型式、使用期限、保管場所等により売却対象製品を区分し、当該区分を売却単位として売却入札を実施するため、応札・購入も売却単位ごとに実施するもの。

## (3) 入札公告及び応札期限等

入札公告：令和5年10月25日

応札期限：令和5年11月10日

※開札、落札者（買受人）決定：令和5年11月14日（予定）

## (4) 国からの購入方法

今回、売却に付されたアイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの国備蓄品を購入する場合、国の売却入札の手續に参加していただく必要がある。応札の具体的な手續等については、厚生労働省ホームページの調達情報

([https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei\\_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/index.html))に掲載する入札公告（各物資の売払契約）及び入札説明書を参照していただきたい。入札説明書は、入札公告（各物資の売払契約）において、閲覧することができる。なお、応札には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。

## (5) 売却製品の納品

売却製品は、アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの全ての製品について国の負担で、売却入札での買受人（販売業者等。ただし、医療機関等が応札して買受人となった場合は、当該医療機関等）に配送する「配送方式」とし、週1回、合計10回以内の配送を行うことを原則とするが、買受人の希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする。なお、買受人は令和6年3月29日までに契約物品の全数量を受領し、同日までに「検収結果通知書」及び「受領証」を提出する必要がある。

売却製品の引渡しは、国との売買契約締結後、契約金額の納付を経て行うこととしており、売却入札での開札、落札者（買受人）決定後、概ね1ヵ月程度を目途に開始されると見込んでいる。

## 2 今後の売却

アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドについて、今後、本入札とは別の枠組みでの売却を実施する予定である。具体的手続き等は別途ご案内させていただくので、あわせてのご確認をお願いします。

# (別紙資料1) 医療用ガウン、手袋等の物資の売却について

- 国として継続的にPPE（個人防護具）の備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして、PPE備蓄物資の売却放出を実施する。
- **アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95マスク及びフェイスシールドの備蓄物資について、一般競争入札により売却を実施する。**

## <医療用ガウン、手袋等の備蓄物資の売却>

- **アイソレーションガウン、非滅菌手袋等の備蓄物資について、売却入札を開始。**

※入札公告:10月25日、**応札期限:11月10日**

※別紙資料3の売却対象製品リストにあるように、型式、使用期限、保管場所等により製品を区分し、その区分（売却単位）ごとに売却入札を実施する。 **応札・購入は、売却単位ごとに実施する。**

※売却入札を通じて、国から卸業者等に適正な価格で売却放出を実施する。 医療機関が入札参加資格を取得して、購入することも可能。

※医療機関等は、卸業者等からその設定する販売価格で購入することを想定。（参考）昨年の非滅菌手袋備蓄物資の売却では、医療機関への卸業者等からの販売価格で、通常より安価な設定もされている。

## <今回の売却での納品方法の改善>

- **全部の製品（売却単位）について、国がその負担で買受人に配送する「配送方式」とする。** ※**送料無料**とする。
- **配送頻度**については、各回の配送の日時・数量を固定的にした上で、**週1回、配送回数**については、**10回以内**で設定する。原則、**10回（10週）以内**で、**週1回配送**。ただし、希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする。

### (実施例)

- ・ アイソレーションガウン**2万枚**を納品する場合  
売買契約後、**10回（10週）**で**週1回**配送し、**1回の配送で2000枚**を国の負担で配送。

## <アイソレーションガウン、非滅菌手袋等の備蓄物資売却のスケジュール>

**10～11月**      ○売却の入札公告を実施（10月25日）  
                  ※応札期限：11月10日

○売却入札の開札、落札者（買受人）決定（11月14日）（予定）

**12月以降**    ○売買契約を締結し、契約金額の納付。その後、売却入札の落札者（卸業者等）への売却製品の引渡しを開始。  
                  ※**全部の製品**について**10回（10週）以内で週1回、国の負担で落札者（買受人）に配送。**  
                  ※希望により、**一括での配送・引渡しを調整することも可能**とする。

○売却入札の落札者（卸業者等）から購入希望医療機関に売却製品を販売し、納品。

※今回の売却入札で売却が決定しなかった製品については、本年11月中を目途に「公募」の仕組みにより、購入希望口数（数量）により応募する口数制で再度売却に付する予定としている。

# (参考) PPE (個人防護具) の備蓄の方針について

- 国のPPEの備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、メーカー、卸業者といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要。
- 今後においても、国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施。
  - 備蓄水準 (必要量) の1/4のPPEを毎年度購入し、備蓄水準の1/4を毎年度売却放出する。
- ※ 備蓄のうち、使用期限切れまで1年程度の製品等を売却して、有効活用を図る。
  - 売却の実施は、備蓄事業の円滑な運営に寄与するもの。売却の実施を通じて、国として継続的な備蓄の確保を推進していく。

## <調達・売却の実施>

